

公共施設の利用やイベント等の開催時の 参加者数の上限を変更しました

東海村新型コロナウイルス感染症対策本部では、感染拡大のリスクや、国や県の動向等を踏まえ、公共施設を利用する際や、各種イベント・集会等(名簿等で参加者の把握が可能な規模のものに限る)の開催に当たっての参加者数の上限を下記のとおり変更しました。このほかの利用制限等については、各施設へお問い合わせいただくか、村公式ホームページ(右QRコードよりアクセス可)をご覧ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。



10月1日から適用 公共施設の利用やイベント等を開催する際に確認を!

右表の目安は、屋内屋外共通です。また、公共施設を利用する際や、イベント等の開催・参加に当たっては、マスクの着用が前提となります。イベント等でマスクを外す場合は、各業種別ガイドラインをご確認ください。※感染拡大など状況により、変更となる場合があります。

イベント等の類型	収容率	開催要件
参加者が大声での歓声・声援等を発する、または歌唱する恐れがないもの	100%以内	収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限、人と人が接触しない程度の間隔)を確保する。
上記以外のもの	50%以内	収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(1メートル)を確保する。

引き続き感染症対策へのご協力をお願いします

公共施設を利用する際や、イベント等に参加または開催する場合は、引き続き下記の感染症対策へのご協力をお願いします。

室内の十分な換気



寒い時期になりますが、外気を取り入れた換気に努めよう

当たり前を当たり前



マスクの着用、検温、手洗いの3つの基本を徹底しよう



無理はしないで

体調が優れないときは、参加等を見合わせるなど、柔軟に対応しよう



こまめな消毒



みんなが触れる共用部分は、こまめに消毒しよう

ごみを回収する時は

ごみを回収するときは、マスクはもちろん、手袋の着用を忘れないで



飲食は距離をとって

飲食の際は距離をとり、対面となる場面をつくらぬ



※公共施設の利用後やイベント等の参加後に心配な症状が現れた場合は、利用者等ご本人が帰国者・接触者相談センター(ひたちなか保健所内 ☎265-5515)へご相談ください。

※イベントの主催者は、参加者名簿を4週間保管するようご協力をお願いします。